

大久保公告第24-2号
令和7年4月23日

変 更 公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊大久保駐屯地
第397会計隊長 八木 健作

公告第24号(令和7年4月18日)「大久保(7)公務員宿舎K棟同時給排ファン取替役務」について、下記のとおり公告の一部を変更する。

記

公告添付の仕様書を別添のとおり差替える。

陸上自衛隊仕様書

| 物品番号 | | 仕様書番号 | 1 / 2 |
|------|----------------------------------|---|--------------|
| 件名 | 大久保(7)公務員宿舎 K棟同時給排ファン取替 役務 | 承認年月日 | 令和 7年 4月 11日 |
| | | 作成年月日 | 令和 7年 4月 8日 |
| | | 変更年月日 | 令和 7年 4月 23日 |
| | | 作成部隊等 | 大久保駐屯地業務隊 |
| 1 | 役務場所 | 京都府宇治市伊勢田町南山21番地(大久保宿舎) | |
| 2 | 役務期間 | 契約締結日 ~ 令和8年8月31日 | |
| 3 | 役務要求 | <p>同時給排ファン取替 20室×3台=60台</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 既存品(三菱電機、品番:V-01JC)の撤去 ・ 官給品(三菱電機、品番:V-06JC2)の取付け(物品は官側で準備) <p>K棟1号室、2号室、3号室、5号室、7号室、8号室 K棟9号室、10号室、11号室、13号室、14号室、15号室、16号室 K棟17号室、18号室、20号室、21号室、22号室、23号室、24号室</p> | |
| 4 | 一般事項 | <p>(1) 本作業は、本仕様書及び関係法令に基づき実施する。</p> <p>(2) 作業に際し仕様書によるほか不明な点・疑義等が生じた場合は、すべて官側と協議し、また、軽微な変更を官側が指示した場合は、その指示により実施する。</p> <p>(3) 着手に先立ち日程表を作成し、官側の承諾を受けるものとする。</p> <p>(4) 作業実施に際し、本仕様書等に記載無き事項と言えども、実施上必要な作業等については、請負者により良心的に実施をすること。</p> <p>(5) 請負者は、作業実施に際し作業人数を2名以上とする。</p> <p>(6) 現場管理・安全管理</p> <p>ア 請負者は、作業の実施によって国の施設に対し損害を与えた場合は、損害の事項に対し賠償するものとする。</p> <p>イ 現場の風紀・衛生・盗難予防について必要な事項を施すとともに、請負者の責任において管理するものとする。</p> <p>ウ 現場は、常に整理整頓を心がけ、必要に応じ清掃等を実施するものとする。</p> <p>エ 請負者は、作業条件を関係者に十分把握させるとともに、作業員に対して安全教育を実施し、安全な作業方法及び安全点検を実施するものとする。</p> <p>(7) 作業に伴い必要となる電力・水道は請負者により準備する。</p> <p>(8) 請負者は作業写真撮影を実施すること。項目は、着手前、作業中、完了後見え隠れ部分、完成、使用材料及び官側の指示箇所とする。また写真は作業完了後A4判アルバムに整理のうえ提出すること。</p> <p>(9) その他不明な事項はその都度官側と協議すること。</p> | |

5 提出書類

官側の指示するもの。

6 特記事項

- (1) 事前に必ず現地で採寸を確認した上で作業し、取付に必要な物品は 請負者において準備するものとする。
- (2) 作業による発生材は、請負者の責任において適切に処分すること。産業廃棄物処理関連法に準じて適切な処分を行うものとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）のA～E票（写し）を提出すること。
- (3) 作業完了後、作動点検を行い異常がないことを確認すること。

7 検査

作業完了後、現場清掃の上、官側に届出た後、検査官の完了検査を受け、合格をもって完了とする。手直し事項が生じた場合は、手直し完了後再検査を受け、合格をもって完了とする。